入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年1月21日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 金属資源開発本部長 廣川 満哉

- 1. 競争入札に付する事項
- (1) 件名

令和元年度金属資源技術研究所選鉱試験室ダクト設置工事

(2) 実施場所

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術研究所 (秋田県鹿角郡小坂町)

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月19日

(4) 入札方法

一般競争入机

入札金額は請負業務の総価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項下記全ての条件を満たすものとする。
- (1)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の「競争 参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない 者であること。
- (2)機構契約事務取扱要領第7条及び機構の契約に係る競争参加者資格審査に係る事務 取扱要領の規定による平成30・31年度における工事に係る一般競争参加者のうち、 工種区分「管」において「B」又は「C」の等級であること。現在競争参加資格を有 さない者にあっては、機構の審査を受け(9.競争契約の参加資格の取得を参照)、 入札開始までに当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4)以下4.に示す入札説明会に出席し、以下4.に示す方法により入札説明書の交付

を受けた者であること。

3. 等級の格付けに関する事項

上記2. (2) の競争参加者資格審査を受けようとする者は、下記の所へ必要書類を 提出すること(既に入札日現在有効の資格決定通知書を有している場合は不要)。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 経理部契約管理課 電話番号 03-6758-8157 (機構のホームページを併せてご参照下さい。)

4. 契約条項を示す場所等

(1) 本部(東京)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング西棟15階 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術部生産技術課 古川

TEL: 03-6758-8443 FAX: 03-6758-8058

又は

金属資源技術研究所 (小坂)

〒017-0202 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館9番地3

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属資源技術研究所 髙橋

TEL: 0186-25-8339 FAX: 0186-29-3849

(2) 入札説明書の交付方法

下記(3)の入札説明会にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和2年2月5日(水)11時00分

〒017-0202 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館9番地3

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術研究所

入札説明会の参加希望者は令和2年2月4日(火)16時00分までに添付の「入札説明会参加申込書」を上記4.(1)に郵送又は持込にて提出してください。 ※入札説明会への出席及び入札説明書の交付は本件競争入札参加の必須条件になりますので、本件競争入札への参加を希望される場合は、上記により申し込みの上、

必ず入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けてください。

5. 入札および開札の日時及び場所

令和2年2月10日(月)11時00分

〒017-0202 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館9番地3

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属資源技術研究所

6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項 全額免除

7. その他必要な事項

(1)入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 入札結果の公表

当該入札の件名、入札年月日、落札者の住所・氏名、落札金額等が公表されることを 予め同意の上、入札に参加すること。

○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせて いただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職し ていること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上